

第五十一回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第三十五号

昭和四十一年六月三日(金曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 上林山榮吉君

理事 内藤 隆君

理事 畑 和君

小淵 惠三君

木部 佳昭君

徳安 實藏君

本名 武君

前田榮之助君

出席國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政事務次官 龜岡 高夫君

郵政事務官 (大臣官房長) 鶴岡 寛君

郵政事務官 (大臣官房電氣通信監理官) 嶋山 一郎君

郵政事務官 (郵務局長) 長田 裕二君

郵政事務官 (郵政監理局長) 上田 弘之君

郵政事務官 (郵政事務官 (經理局長)) 浅野 賢澄君

委員外の出席者

日本電信電話公 社総裁 米沢 滋君

日本電信電話公 社副総裁 秋草 篤二君

日本電信電話公 社総務理事 大泉 周蔵君

日本電信電話公 社総務理事 黒川 広二君

日本電信電話公 武田 輝雄君

日本電信電話公 藤川 貞夫君

日本電信電話公 宮崎 政義君

日本電信電話公 北原 安定君

日本電信電話公 社施設局長 中山 公平君

日本電信電話公 社総務局長 水田 誠君

日本電信電話公 社総務局長 門 員

六月一日

戦傷病者の放送受信料免除に関する請願(増田 甲子七君紹介)(第五一四一号)

同(小川平二君紹介)(第五三〇二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 第一五三三号)

○砂原委員長 これより会議を開きます。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 前回、同僚森本委員から御質問申し上げた京都府の祇園というところへ共同電話施設ができておる、こういう話であります。これはいつ申請され、いつ許可になり、どのような現況になっておるか、このことについて御説明をお願いしたい、このように思います。

○山田政府委員 祇園の有線電気通信設備につきましては、昨年昭和四十年六月十八日に許可申請が出まして、同年九月二日に許可いたしております。

す。許可書によりますと、設備の概要は、交換機A型自動式一台、電話機二百八十三台、線路延長四千八百メートルということに相なっております。

○栗原委員 これは申請先はどこで、許可するのは大臣官署で許可したと思いますが、大臣の許可を補佐する主要な機関はどこで、どなたでござい

ますか。

○山田政府委員 許可申請書のおて名は郵政大臣でございまして、また許可書の名義は郵政大臣でございまして、郵政省職務規程によりまして、この種の許可処分につきましては地方電波監理局長に委任いたしております。したがって、本件につきましては近畿地方電波監理局において処理いたしました。

○栗原委員 申請の理由並びに申請を許可する理由ありと認める理由、こういうものについてひとつ御説明願います。

○山田政府委員 御説明申し上げます。

許可申請書によりまして、設置を必要とする理由に、次に申し上げますように記載してござい

ます。「一、お茶屋、芸妓は常に検査と連絡をと

り、芸妓の配給や配置転換の要求に応じて早急適切に行動を起し得る。一、検査において芸妓の稼働現況を確実に把握することにより、正確なる時間を記録し、花代や税金の適正を期する。一、連絡のための人員を節減せしめる。以上のように記載されております。

○栗原委員 それから認可を必要と認める理由。そのまゝ認めたというのか。

○山田政府委員 近畿電波監理局では、有線電気通信法第四第五号の規定によりまして、相互に業務上緊密な関係があり、そのための通信であると認定して許可いたしております。

○栗原委員 この四第五号の緊密に連絡をとる必要があるというのは、これは地域的には制限

あるのですか。相互間の地域というものには制限があるのですか。

○山田政府委員 法律の規定によりまして、地域的に、たとえばどれぐらいの距離でなければなら

ないとかいうような制限は定められておりませ

ん。

○栗原委員 現在の法制のたてまえからいって、緊密な連絡が必要だという理由を付して、かような共同施設を申請すれば、これは大体許可せざるを得ない、こういう立場に立つ法制でござい

ますか。

○山田政府委員 有線電気通信法第五第二項の規定によりまして、相互に緊密な関係を有する業務のために必要な通信であるときは許可をしなればならないと規定されております。

御質問の趣旨は、あるいは取り違えているか存じませんが、いままでは大体そういう考え方で運用してきております。

○栗原委員 必要であるかないかという認定は、行政官が行なうわけですか。

○山田政府委員 おっしゃるとおりでござい

ます。

○栗原委員 たとえば病院等で、病院に勤務するお医者あるいは病院に勤務する看護婦、こういうものはお茶屋と芸妓屋と検査、こういう関係より以上に、これは人命に関する緊密な関係がある

と思ひますが、こういうものは申請してくればす

べて必要ありとして許しますか。

○山田政府委員 非常にむづかしい御質問でござ

います。実を申し上げますと、この規定の運用方針として、具体的にどういふふうな場合にどう取り

扱えという統一した指示は実はいたしておりませ

ん。具体的にこの場合はどうか、あの場合はどう

かというふうな地方からの質問に答えまして、そ

れはこの規定に該当するであろう、あるいは該当

しない、こういうふうな回答のしかたで処理いた

しております。

しております。したがって、単にある職種とある職種の間においてはどうかという御質問がございまして、やはり具体的な場合によりまして検討いたしませんと、何とお答えいたしかねるわけですが、ただ、いまいろいろと考えるてみますと、この規定は本来は例外規定でございまして、相当厳格に解釈すべきものであると思ひます。したがって、単に相当関係があるという程度では、本来は認めないほうが適切であろうと考えております。

○栗原委員 まことにわかつたようなわからぬ御説明なので、実はわかりません。祇園の芸者とお茶屋と検査との関係は、医者と看護婦、病院と医者、病院と看護婦の関係より、より以上必要だとお考えですか。

○岡山政府委員 この規定によりますと、相互に緊密な関係を有する業務という一つの条件と、その業務に必要な通信を行なうという第二の条件がございまして、先生の御質問の趣旨は、緊密な関係があるということでありまじょうか、それとも通信の必要性があるということか、どちらかはつきりわかりませんが……

○栗原委員 ものを逃げようという考え方でなしに、それでは具体的に、ある病院が、その病院に勤務する医者、病院内に住んでいない、他住しておる、看護婦、これも病院内に居住しない、他住しておる、こういうところと連絡をとるために共同電話を施設しようとする場合に、これに許可を与えられるかどうか、こういうことを聞いておるわけですが。

○岡山政府委員 ある病院と、その病院勤務者の住所との間に、この規定による有線電気通信設備が設置できるかということかと存じますが、その辺のところ非常にむずかしいと思ひますが、原則としては、やはり許可はできないのではないかと私はいま思つております。

○栗原委員 それでは祇園の芸者とお茶屋と検査の間のはどうして許可できたのですか。

最初に申し上げさせていただきたいと思ひますが、実は先ほどちょっと申し上げましたように、はつきりした指示も何もいたさないままに、ずつとこの有線電気通信法ができてからまいってあります。したがって、緊密な関係、通信の必要性というふうなことにつきましては、実際にどういふものがそれに該当するか、あるいはどういふ場合にこの規定が適用されて許可されなければならぬかというふうなことが非常にむずかしいことになつていたことは、申しわけない次第でございしますが、事実でございまして、したがって、この認定に非常に甘い場合あるいは辛い場合ができておるのが現実の姿でございまして、それで、いろいろ最近調べましたり、あるいは考えたりいたしまして、相当この規定は厳密に解釈しなければいけなと考へております。しかもこの法律は——公衆法その他全般的に考へますと、公衆電気通信業務の一元の運営という原則のもとにできておりますので、そういう考へ方で進みたい。いままでは非常にむずかしい運用をしていたという事情にあるわけがございまして、これからもう少しはつきりさせたい、こういうふうな考へまして、その前提のもとにおきまして、先ほど先生御指摘の例につきましては、原則としては無理じゃなからうかというふうにお答え申し上げた次第であります。

○森本委員 ちょっと関連。これは非常に用心をした答弁をしておるのでなんです、要するに、病院とその病院の看護婦との間に一対一の通信連絡ということとは、第四条の第五号によって許可することはできると考へる。ただし、その看護婦がABCとあつて、そのABCが、病院の交換機を通じてBとCと連絡するということはいけな、しかしかAと病院との連絡はよろしい、Bと病院との連絡はよろしい、Cと病院との連絡はよろしい、この解釈をするのがこの第四条の五号の問題であらう。その場合は当然いい。ただし、それをABCとある看護婦が、病院を経由した交換機を通じて通話ができるということについては、この第四条の五号からしては不可能である、しかし、そのA看護婦と病院とは相互に第四条の五号によって許可するということはあり得る、こういうことでしょうか。

○岡山政府委員 森本先生の御指摘のとおり、この法律の趣旨としては考へるべきだと思ひます。

○栗原委員 そうすると、先ほど監理官がおつしやつた、厳格にやると、その病院と医者、病院と看護婦との間にはなかなか許可しにくいとおつしやるけれども、いま森本君が聞くと、そういう趣旨でやりますと云う。一体どつちなんですか。

○岡山政府委員 実は病院と医者、看護婦その他大ぜいの勤務者との間に線を引くという御質問と受け取りましたので、先ほどのようなお答えを申し上げたわけがございまして、御質問の趣旨をとり違へまして申しわけございません。

○栗原委員 それでは整理いたします。

○岡山政府委員 結局二人の間の共同施設の場合、二人の間がほんとうに緊密な関係があり、必要な通信という場合で、一本の線が引かれるだけになると考へます。相当多数になりますと、いま御指摘のように交換機を経由してあちらこちらへ通話ができる状態の一種の網ができてまいります。そこまですと、この規定の趣旨に反すると考へるのが実は適當ではなからうかと考へておるわけがございまして。

○栗原委員 はつきりしてききましたが、いまの解釈に基づいて、そのものさしを祇園の共同施設に当てると、これはどういふことになりますか。

○岡山政府委員 実はいまおつしやいましたように、これをあらためて考へましたのは最近でございまして、この祇園の施設ができましたところにはその

こまではつきりしておりませんでした。したがっていま申し上げましたようなことでまいりますと、いわば認定が非常に甘過ぎた、そういうふうな考へる次第でございまして、また必要性についても相當の疑問を持たざるを得ない、こう考へる次第でございまして。

○上林山委員 関連。この問題は、森本、栗原御両君から熱心に質疑が続けられておるわけですが、私もどうしても将来のために重大な関心を持っておるわけですが、そういう見地から関連して少しばかりお尋ねしたいのは、ただいま監理官の説明で、大臣お聞きのとおり、これは違法もしくは妥当を欠くということになるのじゃないかと思ひますので、ございしますが、当時としてはやむを得なかつた点も相當あるのじゃないかと私は同情申し上げるわけですが、しかしこれは将来のためにやはり明確にしておかなければならない。

そこで監理官に聞きたいのですが、この祇園の地域は電電公社の加入率のパーセンテージはどうなつてゐるのですか。

○岡山政府委員 この地区について申し上げますと、公社電話の人口当たり加入普及率は三三・三と相なつております。

○上林山委員 これは相當加入数が多いところですね。それはいゆる例の有放の基準を突破しておるところではありまじょうか。はるかに突破しておるところですね。これはそういう違法性といったものを、その当時許可するとき調査したのかしなかつたのか、これはどうなんですか。

○岡山政府委員 この施設は有線電気通信法の規定に基づいて許可したものでございまして、公衆電話の普及率等については関係がないという考へで調査はしてないようでございまして。

○上林山委員 大臣、私はいつも考へてゐるのですが、あなたの直接の所管の電波監理局は、こういう問題について研究が足りないのです。勉強が足りないのです。私もはるかに調査で地方の電波監理局を訪れまして有線放送関係の仕事を開きま

すと、答弁は明確を欠くことが多いのです。だから私は大臣が行政的にどういう御指導をされなければならぬかといえ、やはり通信局と電波監理局との連絡をとる、あるいはまた法律上そうしたような何か根拠を置いて、そうして調整をとった上で、それの許可をしないか、どういふような社会を驚かすようなエポケットができてしまふのじゃないか、こういうふうに思うのです。だからこの点は非常に重大なことだと思ひますが、私はいま公社加入の区域がそんなに緻密であるところ、しかも法律を無視して、パーセンテージを無視して、そういう許可をしたということ、公衆電気通信の一元化というのを将来の目標にしておる今日、相当重大な関心を大臣みずからが根本的にこの機会に考えていくべきものではないか、こういうふうに思うのですが、これに對してどういふお考えを持っておられるか。

○郵務大臣 出先におきます地方電波監理局長が有線電気通信法に基づき業務について委任を受けて、また一方有線放送についても扱っておるわけでございます。本省におきます有線電気通信法の解釈並びに取り扱いにつきましては、これは監理官において所掌をいたしております。それで、この問題について私考をしますに、地方に許認可事務を委任いたしますことは、多くの場合、趨勢として私はむしろ大幅に委任したほうがよいと思ひます。ところがその取り扱い方、委任されました事務の取り扱い方というのが古い時代からの方式にならずにおりまして、法律の意味、また現状におきまして公社の電話が現在のように普及されております場合に、こうした例外的措置として認められざるもの、もはや認めることの必要のないような事態において認められておるといふことは、私は行政上の処置として十分周到な注意を払っていなかったものだ、私自身も今後の監督指導上反省をしなければいけないと思ひます。したがってこれらにつきましましては、一つの方針をはっきりきめまして指示をいたしてまいりたいと思ひます。

○上林山委員 非常に大臣が明確な答弁をされたので、私は将来行政指導の上においてもあるいはまた法規等を改廃する場合においても、そうしたような矛盾が将来に向かつてないよう、そしてやはり電気通信事業が一元化あるいは総合的な方向に進んでいくようにしていかなければならぬ。この目標に向かつていまだ大臣から努力されるという明確な御答弁を伺ったので、私は非常に力強く思つておる次第でございます。ただ委任をしておることが適当だ、こういうお話でございます。私の質問の趣旨を少しは違えられたかと思ひますが、私は有線放送電話などを許可する場合に、電電公社とはもう何ら連絡なしに、これこそ自分たちに権限があるというふうな立場から、これをかかつて許可し過ぎている。それが非常に現在問題を起こしておるのですから、そういう場合は通信局と連絡をとって、あるいは通信部などと連絡をとって、どういふ方法がいいか、どういふものがあるか、たとえばこの地区の場合は、農村集団電話という新しい制度が非常に発展してきつたが、それをとったほうがいいのじゃないか、というふうなうちに、もう少し通信局と法的に、もしくは行政指導的にどちらでもよいが、そういう横の連絡というものをとる必要があるんじゃないか、こういうことを申し上げたわけなんです。そうすると、加入数のパーセンテージを基準にして許可する、しないの問題なども明確になるわけであります。そういう趣旨でございますから、さらにひとつ御検討願つておきたいと思ひます。

もう一つ大事なことは、もういまだ大臣が将来そういうものは全然必要がなくなるであらうという見通しですから、それで解消したと思へばそれでいいのでございませうけれども、たとえばメーカが新しい機械をつくった。その機械はいまよりも範囲が広く、いまよりもっと便利なもので、あるいはそれそれ新しい時代のものとしてでき上がったとする。それをまたメーカはその地域の人々あるいは関係の事業者に盛んに売りたいのです。そうしたような場合に、それができてしまつ

た。こうなつた場合、簡単にこういうものを許していくといふことは日本の産業上から必要なものもありませうけれども、この場合については、電電公社の機械といふものを国民の要望に沿つたような方向に改良し、開発していくというところに重点を置いて、メーカが勝手に自由になつてこれをつくつていく、それがかつてに売らなかつた、あの始末は電電公社なり郵政省なりやらないか、こういうのは私はやっぱりいかにぬと思ひますが、これの行政指導なり連絡なり、そうしたような調整はどういふふうにいふ現実にやつておられるか。電電公社あるいは大臣、双方から承ることができれば幸いと思ひます。この点は大事な問題だと思ひますので、一応承つておきます。

○郵務大臣 いろいろ有線電気通信について、また有線放送についてお触れになりました点は、扱い方としては十分現在の実情に合つて扱いたいと思ひますが、御指摘の点、ことに栗原先生、上林山先生から祇園の設備についてのお話ございましたが、公社と十分連絡をとる必要はあると思ひますけれども、この設備によります通信業務は可及的すみやかに公衆電気通信業務に代替させるという方針で進むべきものと考へております。そのように将来は役務の内容なり措置なりにつきまして可及的公衆電気通信業務によるものと考えますが、そういたしますと、御指摘のような点も次第に解決されてまいらうと思ひます。現状につきましましてはさらに公社のほうからも答えてもらうことにいたします。

○米沢説明員 ただいま郵政大臣から御答弁がありました。公社といたしましても郵政省の御意見を十分伺ひ、また特に地方段階におきまして、地方の通信局あるいは電波監理局との間の連絡会といふものが設置されるように公社側も通信局に指示しておりますし、また郵政省のほうでもそういうふうな論議がされておるわけでありまして、その両者の間で緊密な連絡をとりながら、ただいまの趣旨を徹底するようにいたしたいと思ひます。

それから設備の問題につきまして御質問がありました。新しい機械の開発につきまして、公社自身は大体公社の使用するものについて研究所を中心を開発しております。そのほか、たとえば通産省の工業技術院であるとか、あるいはまた通信機械工業会など、そういう部外の団体でもいろいろ委員会等が設けられておまして、いろいろな新しい機械の開発は進められておりますが、いまのお話で、本来そういった法律的なことというものがなかなかメーカのはうは知らない場合がある。私たちがいたしまして、実は昨年のある時期に公社の關係の社長を集めて、こういういろいろな法律的な問題を話したことがございますが、今後ともなおそういうことを徹底するようにいたしたいと思ひます。

○栗原委員 関連でいろいろ重要な質疑応答がわされたわけですが、もとに戻りまして、いろいろと話のわかつた中で、祇園のこの電話は、どうも説明によると、好ましいだけでなくて法律に違反しているように思へてならないのだけれども、この共同施設に對して、具体的にできちやつたものだからしかたがないといふことでこのまま置いておくのか。この時点でいろいろ論議された結果、法に照らしてどういふ関係にいたす、だからこうするのだという何らかの措置に出るのか、この辺をひとつ明らかにしていただきたい。

○郵務大臣 私は、おそらく四條の五号を受けまして、五條で云々の申請があつたらば許可しなければならぬとありますので、従来申請があれば許可をしていふという扱いで、それで正しい運用だといふやうに考へてきておつたのだと思ひます。これは監督をいたします委任をいたしましても、権限は郵政省が持つておるのでございませう。監督としてはもっと十分周知な態度をとらなければいけないのだと思ひます。ただ、おそらく公社の電話の普及もなかなか現在ほどいっておりませぬ時期に、こうした申請があれば、例外措置でありながらなりに認めてきておつたといふ一つの傾向がこういう状態になつてきているのだ

○栗原委員　それで二年たったら一応時限立法の期限がくる、したがって全国接続はその時点でおしまいになる、一般の有線放送電話が公社電話と接続する法律のワクの中に戻ってくる、こう理解していいですか。

○**岡山政府委員** 御指摘のとおり二年たてばなるわけでございますが、しかしそういうことになりますと、公衆電気通信法の接続通話の本則のほうに戻りまして、県内通話だけしかできなくなるわけでございます。したがいまして利用者にいわば不利益を与えることになりますので、そういうことにならないようにいたしますために、もちろん原則としては公衆電気通信の一元の運営ということを守りながら不利益を与えないような措置を考えていきたいと思っております。したがいまして、具体的にはやはりこれから検討しなければならぬわけでございますけれども、考え方の方法といたしましては公衆電気通信施設に吸収するとか、いろいろな方法も考えられるわけでございます。その方向でこれから検討したい、こういうふうに考えております。

○要原委員 これは加入者というか、有線放送の施設者が、ひとつ電電公社のほうでわれわれの施設を買収なり吸収なりしてくれ、こういう要望があれば受けて立つという立場でいろいろの条件を検討して受ける、こういうことですが、施設者が希望しないにもかかわらずそういうことをするのだということになれば、これは強行立法をするほかしょうがない。しかしこれは法律上かなり問題があるのではないかと実は思うわけなんです。その前提として、有線放送電話とにらみ合つたように、地域集団電話がまず第一回にやられ、今回は農集と称する自動電話が出てきた、こういうことなんです。その設備の数が、初年度は都市に三万、農村三万、四十一年度は都市三万、農村五万、こういうワタが示されておるわけですが、このことは、いろいろ有線放送関係者に聞いてみる

十万ないし三十五万くらいは加入需要があるらしいようです。こういうものを、農業に有線放送の施設を添架する、こういう知恵をめぐらしてやる求で、こういう年間三十万ないし三十五万も要求があるものをはたして公社で消化できるかどうかどう

か、いろいろ説明を聞きますと、この集団電話は一般のワケではなくて、その地域の集まった人たちに持ってもらう社債やあるいは架設資金、これでもってやるのだから、本来的な会計には関係なしに、希望者があれば金が集まる。金が集まるからできるのだ。だから言うならば、三万、五万というのはいつの例示的な数字であって、具体的に十万あれば十万集まる、三十万あれば三十万金が集まるから、それはやってできないことはないだろうと、私たちのしろうと考えるでは思っているのだけれども、予算の立て方、公社の財政、こういうものから考えて、そーいゝ实际需要がいまの予算の五万をはるかにこえた三十万なり三十五万なりというものが、直接集団電話として殺到したときに、これが受けて立って消化できるかどうか、こういう点をひとつ御説明願いたい。

○武田説明員　いま先生から御指摘ございました。そのような趣旨で農村集団自動電話という制度をつくったわけでございます。それで現実の問題といたしまして、三十九年度におきましては二万五千ほど設備をいたしました。それから四十年年度におきましては、予算のワクとしましては、団地、農集を合わせまして六万でございます、われわれ当初でございましたので、農集を二万、団地電話を四万というふうに考えておりましたが、現実につけました数は、農集が六万五千、団地が三万というふうなことでございまして、われわれといたしましては、この制度が、接続通話制度ができましたときにおきます国会の附帯決議、農村地帯に対し、それに適応したような制度で電話需要に應ずるようになつたという趣旨の附帯決議に基づいてやつたものでございますので、できるだけ先生

で臨みたい」というふうに考えております。

○要原委員　有線放送のほうは、公衆電話に對しては、特別加入区域を中心し、普通加入区域でも監理官通達の千分の十七、いろいろの問題になっておる数字なんです、こういうものを一つの目安として、必要に応じて上程の中から、有線放送

送の營業區域と言うのですか、こういうものを設定する。その區域というものは必ずしも農集のねらつておる區域とは一致いたしません。農集のほうでは半径五キロ以内に大体二百戸なら二百戸という加入需要がある場合、こういうような方向は出ておるわけです。あるいは運用の方向としては弾力性があるかもしれませんが、有放のほうは、農村的な電話の立場から言へば、いままでなおざりにされておった地域を總括的に包括して、そしてかなり飛び地的なものまでも、有放のほうに抱き込んでいく、こういう立場に立っているわけなんです。私たちが電話需要者の利益の立場に立つて考えるときに、計算的に言へばあとの保守とかいろいろなことを考えて、さらにはまた全国通話というような立場にも立つてみると、

農集が有利な面も多々ある、こうは考えますけれども、今度は地域的な飛び地的な人の立場に立つてみると、農集という立場では、おれたちは置いていかれるのではないか、こういう立場を非常に懸念するわけです。有放ならばわれわれも加えてもらえるけれども、農集という形でやってこられると、われわれは困る。農集の区域から置いてきぼりにされてしまふ、こういうことなんです。いまの農集の考え方を、通信一元化という形で、さらにもう一つは有放施設者の理解を得ながら、一方既設のものも大きく展望しながら、新規のものを農集でもって充足をしていく、こういう立場に立つときにおいて、いままでの五キロ半径ということに固執しなければならぬか。有放の当然取り入れられるべきものはできるだけ取り入れ得る一つの農集の区域設定というものは考えられない

と頭の中で消化しておられるのです。と云々それからそれで、方向づけができるような明快な答弁が得られるならば御説明を願いたいと思うのです。

○武田説明員　先生からお話がありました、われわれ標準として、交換設備を中心にいたしました。半壁五キロの地或三百名というのを申しして

おるのでございまして、非常に少ない場合には、少なくても例外的にやるといふような措置をいたしております。それからもう一つ非常に地域が広くなりまして場合に、加入数がかりに六百もあるというときには、交換台の場所を二カ所にいたしましてやる。そういたしますと半径五キロですから、二つ並べますので、直径で言えば二十キロの地域をカバーできる。そのときには交換台は二カ所にありますけれども、農集の加入者相互間は磁石局を経由いたしませんで、自動中継で、農集の二つの交換台相互を自動に結びまして、あたかも一つの農集であるかのごとく電話できるというふうに現実にいたしておりますし、今後ともそういうふうないたすつもりでありますので、大体先生の御趣旨に沿うようにできるものと考えております。

す。

○稟原委員　かなり技術的なお話なので、もっと雑な農民的な表現でひとつお聞きしてみたいと思うのですが、いままでとかく通話手段がなおざりになりがちだった農村に農集の手を差し伸べる、このときに有放で包含できる範囲内ではできる限り農集でも抱いていこう、こういう基本的な立場をとる、こう言い切れるかどうか、このところが一番大事な点なので、これはひとつ總裁からお願いいたします。

○米沢説明員　ただいまの質問にお答えいたしますと、公社といたしまして、この有線放送接続通話の法律が昭和三十八年にきまりましたときに第一種並びに第二種接続ということで進めた次第であります。それで、その後予算によりまして第一種並びに第二種の接続に対しましてはその希望を

全部充足するという事で進んでまいりました。ところでそのとき附帯決議がございまして、特に農村方面に對しましてありあけ金のかからない方法で電話を普及する方法はないかという附帯決議がございました。公社といたしましてその点でいろいろ考えたのでございまして、建設費をいかにして下げるかという点に對しましては二つの方法がございまして、一つは規格等を下げていくという事が一つ、それからもう一つはいわゆるトラフィックといいますか、疎通が少なくないという事を目標として建設費を下げていく、この二つがございまして、ところが、第一のいわゆる規格を下げていくという方法にいたしますと、たとえば技術的に非常に通話に聞こえないとかあるいはまたひよう害が頻発するとか、あるいはまた雷が落つたときに危険がある、そういうような問題がありますので、これはやめまして、いわゆる疎通が少なくないという事を目標として、農村集団自動電話というものを開発をした次第でございます。ところがこの問題につきまして、公社として、いろいろ地方から申し出がありまして、希望があつて、ぜひ農村集団自動電話をつけてほしいという御要望のある向きに對しましては極力これに應ずるという事にしていききたいというように考えております。しかしいまある有線放送そのものが直ちにこれに置きかわるという事は考えておりません。

○栗原委員 ちよつと氣をつかい過ぎて私の質問とは少し行き違つたお答えになつておるのですが、もちろん既設の有線放送をどうするかというときは必ずまいると思つておる。既設の放送の施設者がいかに考へておつても、ある時期がくれば必ず機械は老朽化する、入れかえなければならぬという時点が、せつかく有放として育つてきたけれども、この際放送施設も添架できるならば農集に切りかわるかという一つの時点になると思つては、これからは私が聞いておるのはそうではない、これから新たにどうするか、どうするか、有放をつくらうか農集をつくらうか、こういう場

面が出てくる。もちろん指導者の中にはいろいろ考へ方があるまいし、けれども、電話加入の需要の人たちは一人でも多く入りたがう。経済的にどうしてもだめだという人は別ですが、経済的にペイして入りたがうという人が包含できないような地域設定の農集では有放に置いてかわるわけにいかぬのです。置いてきぼりができてしまうから、だからそこでいろいろな区域設定を、知恵を使うことによつて有放で抱きかかえられる地点の人は何らかの方法で農集に抱きかかえる方法はないか、これをひとつ考へてもらいたい、こういうことをお願いをかねて質問をしてゐるんですがね。

○米沢説明員 ただいま御質問ございましたが、新たにそういうような希望があります場合には、それにマッチするようなことを考へていきたいと思つております。

○栗原委員 新しい方向については一応わかりました。そこで、既設のものでございまして、全国試行でつなぐものはここであつて二年間、こういうことになるわけですが、したがつて二年を経過すればこれは一般の接統法律によつて同一県下一接統というものが最大限、こういうことになるわけですが、率直に申しまして行政区域と経済圏というものが一致してないところ、これはなかなか問題があるわけです。そこで一応こういう形の制度ができておるのではありますけれども、せつかくできておる制度を、いま、本来からいへば試行で全国につないで心配なかつたのだから公社接統するものは全部全国接統にしたいといふのが利用者のほんとうの希望ではありますけれども、そこまでするにいかぬにしても、一接統で通話できるところは県を越えてもつないでもらいたい、こういう希望はとりわけ県境にある相互の有線放送施設で切実な訴えになつてゐるわけですよ。こういう点は考へられぬか。一接統でつなげるところは県内に限らずその近隣へ通話できるという方向にはできぬものであらうか。そのことがその通話を要求することにたえる公社のつとめでも

ある。それとたゞで通話させるというわけじゃありません。通話すれば金を払うのです。ちゃんと金を払つて通話させてくれということです。それから、そのことによつて困るわけはないのです。何が困るか實際という点にはさっぱりわからないのです。こういう点はどういふものなんですか、か、ひとつ大臣の所見を、これは公社にとらわれずに郵政大臣としてひとつ所見をお述べになつていただきたいと思います。

○郵政大臣 現在利用しておる者の希望はさうだらうと思つて。ただ、何と申しますか、私は公衆がこれだけ伸びてきたらできる限りその便宜は十分考へて、そして公衆電気通信というものをどこまでもやはり一元的に運営するという方針を立てて貰ふように、そして意味合いで利用者との利益の調和をはかつていきますが、一元的運営といふのはやはり強く見ていくということに進めていくことかと私は考へております。

○栗原委員 それは一応大臣の言うことはわからぬではないです。しかし私はいつても、きょうも傍聴に見えてゐるかもしれませんが、有線放送の施設者にも言うし公社にも言うのだけれども、公社の電話でもなければ組合の指導者の電話でもない。電話は国民のものであり組合員のものなんだ。だからそういう立場に立つてものを考へないといふと、どこかでこれは必ず破綻しますよ。したがつて組合の人たちが、あるいは将来指導者の人たちが、どうしても有線放送施設というものをあたふたの手で持とうとしても、組合員がおられたらどうしても農集でいこうとするのだという時期が私はくると思つてゐる。かりに指導者がどう考へてもそういう時点が必ずきますよ。それはもう施設が老朽化して、金を出し合つて、新しい将来の時点では、その時点におけるところの農集なるものが全国通話もでき放送施設も添架される、しかもできたあとの補修費は全部公社が持つ、こういうことになれば、いづれを運ぶかといふことになればおのずから私は、たとへば指導者がどう考へてもそれは組合員の方角というものは明

らかだと思つて。またそういう立場に立つて公社のほうも、いまは組合なんておれたちの仲間じゃないのだというふうな考へ方ではこれは話にならないと思つて。したがつて、せつかく接統するのであるならば、本来ならば全国接統すべきであるけれども、公衆一元化というたてまえに立つときに、にわか全国接統というわけにはいかぬ。つないで申しますか、一接統だけなんだ、こういうことでチェックしたならば、それは経済圏に通話ができぬという接統では意味をなさぬですよ。これはしたがつて一接統という一つの制限は設けても、それは行政区画を越えて、いいとか悪いとかということではなしに、一接統のところへは通話はさせる、こういうやり方をとらなければ、もし公社がそういう方向をとらないとしてもそれをとらせなければ、郵政大臣の政治義務が果たせぬと思つてゐるんですが、いかがでしょう。

○郵政大臣 かつては都市、農村間の地域格差の是正、解消ということが有線放送の果たしてゐる役割として大事なんだから、そういう意味合いでは伸ばしてまいらなければいかぬということ政府としては申しております。私はそのとおりだと思つて、それは一元的運用と申しますこととそうした農村の地域格差の解消というために貢献してゐる現在のメリット、これは十分承知の上で、そしてどう考へてをこらしてまいらなければいかぬと思つて。

○栗原委員 同一問題について公社総裁の所見をお伺ひいたします。

○米沢説明員 公社といたしまして、先ほどお答えいたしました、現在のところ、三十八年度の有線放送接統通話によりまして、第一種通話並びに第二種通話というものを接統するといふことが、公社の現在当面しておる問題でありまして、この御要望に對してつとめるということでありまして、ただいま御質問ありましたことは、今後おそく有線放送に關します審議会等におきまして、いろいろ審議されてくるんじゃないかといふふうに考へております。公社といたしまして

は、第一種並びに第二種接続の申し込みに対しまして、極力応ずる、これが当面の問題であります。

○栗原委員 まだだいぶんお聞きしたいこともありますが、きのうのきょうでございまして、だいぶん皆さんお疲れでもあります。あとは同僚森本委員が明後々日質問することにいたしまして、本日は私の質疑は終わります。

○砂原委員長 次会は、来たる六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

通信委員会議録第十九号中正誤

ペ	段	行	誤	正
四	四	五	言言って	言って
二	四	三	始など	年始など
三	二	六	三千円という	三千円と
七	一	九	問を	問題を
二	一	一	有志家	郵趣家

昭和四十一年六月八日印刷

昭和四十一年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局